

# 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金

問い合わせ：ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内） ☎ 893-3818、893-3810

消費税率8%への引き上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響を考え、基準日（平成26年1月1日）にいの町に住民登録されている方で、下記に記載する対象者に次の給付金が支給されます。詳しくは今月号の折り込みチラシをご覧ください。

## 臨時福祉給付金

### 支給対象者

- 平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方で、次の①②のいずれにも該当しない方
- ①平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族など
  - ②生活保護制度における被保護者など

### 支給額

支給対象者1人につき10,000円

支給対象者の中で下記に該当する方は、5,000円が加算されます。（複数の手当などを受給されていても、加算額は1人につき5,000円が上限となります。）

- ※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
- ※児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給対象者

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）を受給している方で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方です。ただし、児童手当の対象児童が次の①②のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- ①臨時福祉給付金の支給対象者
- ②生活保護制度における被保護者など

### 支給額

支給対象となる児童1人につき10,000円

※対象となる児童は、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）対象となる児童

## 申請期間

7月1日(火)～12月26日(金)（土・日・祝日を除く。）

※申請場所、受付時間については、折り込みチラシをご覧ください。

## 支給申請の手続きについて

支給申請の手続きなどについては、現在準備中です。詳しい申請方法などが決まりましたら広報7月号やホームページなどでお知らせします。

なお、支給対象となる可能性がある方には、6月末から7月上旬にかけて申請に関する文書をお送りします。

※公務員の方で子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性がある方については、お勤め先から申請書などが配布されます。

## ご注意!!

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を装った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

- ◆町や厚生労働省などの職員がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ◆町や厚生労働省の職員が「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ◆申請期間前に、町や厚生労働省の職員が住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号など個人情報を照会することは絶対にありません。